

主月税連

福島執行部集大成!

〜自分達の未来は自分達で創る〜

- 162
- 163
- 164
- 165
- 166
- 167
- 168
- 169
- 170
- 171
- 172
- 173**
- 174
- 175
- 176

July.10.2016 No. **173**

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 代々木リビン401
Tel 03(3354)4162 Fax 03(3354)4095

Content

会長退任挨拶 P.3~5

この一年を振り返って 会長 福島 重典

各部長一年間を振り返って P.5~8

日税連との懇談会 P.8~12

法対情報 P.13~15

法対部より活動報告 法対策部部長 櫻井 繁樹

ご案内

第49回京都大会

2016年8月6日(土)

会場：フォーラム・定時総会・懇親会

京都ホテルオークラ

皆様の参加をお待ちしております

全青税ホームページアドレス <http://www.aozei.com>

会長退任挨拶

この1年間を振り返って

会長 福島重典

I はじめに

月日が経つのは早いもので、もう広報誌で退任のご挨拶をさせていただく時期となりました。昨年8月、埼玉で開催された全国大会にて会長に就任して以来、口うるさくあれこれと指示を出す私に付き合ってくれた執行部のメンバーや理事の皆さまのご協力のもと、お蔭さまにて無事に会長としての職を終えることができたことを感謝しております。この一年間を振り返りますと、我々が携わる税制に関して、変転する政治に翻弄された1年でした。政府は、国民不在のまま選挙対策という観点から、政局優先で強引に軽減税率の導入を決めた平成28年度税制改正大綱において、「社会保障の充実・強化を実現するため、消費税率10%への引き上げを平成29年4月に確実に実施する。その際、税制抜本改革法第7条を踏まえ、低所得者への配慮として、平成29年4月に軽減税率制度を導入する。」と明記し、関連する法改正を行ったにも関わらず、半年も経たないうちに、またしても「新しい判断」なるもので消費税率の引上げの再延期を表明しました。税率の引上げの是非はともかく、仮にも再延期をするならば、それは主権者の代表である国会で議論して決めるべきものであり、行政府の

長が独断で決めることは許されません。租税法の基本原則の一つである租税法律主義の機能は、国民の経済生活に「法的安定性」と「予測可能性」を与えることにありますが、現在の税制の姿は、まさに、「法的不安定」かつ「予測不可能」な状態にあるといえ



るのではないのでしょうか。

我々全国青税は、その規約前文において、国民主権・基本的人権・恒久平和を基盤とした憲法に定められた租税法律主義の理念に則り、納税者の権利擁護を目指すことを高らかに掲げて活動している団体です。今こそ、この原点に立ち返り、租税法律主義の理念に則った税制の実現に向けた活動に注力していかなくてはなりません。

この問題意識を持ちつつ、今年度は「次なる税理士法改正を見据えた行動」「あるべき租税制度の確立に向けた行動」「諸外国の税理士制度についての研究」の3点を重点施策に掲げ活動してきました。

1年は短く、やりたかったことの半分すらできなかったような感はありますが、青税は、一年ごとで執行部が入れ替わる場所に組織の活力の源泉があります。ここで一つの区切りとなりますので、この1年間、執行部、理事、そして会員の皆さまとともに取り組んできた全青活動について振り返らせていただきます。

II 税理士制度について

次なる税理士法改正に向けて、まずは前回の改正プロセスを改めて検証し直す必要があるとの認識から、法改正に深く関与された日税連副会長の松原弘明氏を講師に招き、「税理士法改正と今後の展望」と題した理事研修会を開催しました。その上で将来の税理士制度のグランドデザインを描くべく、「最近の税理士及び公認会計士の受験者数」、「日本経済と資本主義経済の変遷」、「税理士制度の変遷」、「税理士の本質」、「税理士の将来像に近づけるために必要と考えられる税理士法改正項目」等について、法対策部会及び理事会で認識を深め議論を重ねました。今年度中に第一次報告書を取りまとめるスケジュールで取り組んできたところではありますが、次年度への引き継ぎ事項となってしまったことは反省点であります。

また、平成29年4月から施行

される税理士法3条3項に規定する研修の内容が、実質的に「税法に属する試験科目の合格者と同程度の学識を取得することができる研修」となるのか否かを注視し、日税連に対し情報公開を求めるとともに、国会議員に対し指定の過程の透明性を確保するよう陳情を行ないました。しかし、現行の公認会計士の資格取得過程の一環にある実務補習制度が、法改正の趣旨に則った改正をされることなく、その仕組みをほぼそのまま追認のような形で、国税審議会は「財務省令に定める税法に関する研修」と指定する動きがあったため、全国青税としては、このような指定のあり方について断固反対する意思を表明すべく、日税連、国税庁をはじめとする関係機関に要望書を提出しました。

さらに、社会保障・税番号制度について、制度の根本論だけでなく、税分野において緊急性と重要性が高いと考えられる事項について意見書を取りまとめ、関係機関に提出しました。

日税連の民主的機構改革に向けた活動については、日税連が有している構造的な問題について、日税連執行部との懇談会における議題として取り上げ、今後の税理士法改正に向けて、より会員からの意見が反映される体制とするためにも現状の機構を改めるよう要望しました。

Ⅲ 税制について

今年度は、要望書の策定プロセスを重点要望項目の洗い出しと、全体的な要望書の取りまとめの2つに分割し、日税連が策定する税制改正建議の取りまとめの検討に間に合うよう、先行

して重点要望項目を取りまとめた上で日税連に提出しました。そして、税の三原則である「公平・中立・簡素」からの検討を基本としつつ、「主権者である納税者自らが改正プロセスに参画できる租税制度の実現」、「不合理・不公平な税制を是正し、より公平な社会の実現」、「格差是正と税の持つ富の再分配機能の回復」の3点を税制に対する基本的な視点として、要望書の取りまとめを進めました。さらに、応能負担原則を基礎とする税制のあり方について、意見形成に当たっての基本とすべき考え方の議論を深掘りするとともに、独善を排し、より論理的整合性を持った意見となるよう、当連盟と親交の深い広島修道大学の奥谷健教授の指導を受けながら要望書を策定し、日税連に提出しました。

また、納税者権利憲章の制定について、日税連執行部との懇談会において税制改正建議の項目として取り上げるよう要望するとともに、税制改正に関する重点要望項目として国会議員への陳情を行いました。そして、納税者権利憲章の制定を目指すためには、税理士の使命の見直しも含めた研究が必要であるとの認識から、日税連制度部長の長谷川博氏を招き、「納税者権利憲章の意義と効果－税理士の使命の見直しも－」と題した理事研修会を開催しました。

Ⅳ 諸外国の税理士制度について

今年度の韓国税務士考試会との勉強会は、韓国国会議事堂において、「税理士の地方公共団体への監査」をテーマに、「日韓

租税専門家国際セミナー」と題した勉強会を韓国の国会議員も交えて開催し、研究発表を行いました。

また、アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会(AOTCA)の毎年の定例会議が日本(大阪)で開催されたのですが、当連盟にも参加要請があったため、法対策部長、国際部長がこの会議に参加し、各国の租税専門家との交流を図りつつ情報の収集に努めました。そして、これらの知識、情報の共有を図るべく、国際部が主催し、諸外国の税理士制度に関する理事研修会を行いました。

ところで、全国青税と韓国税務士考試会との交流は、平成12年8月の友好協定締結から数えると15年という節目を迎えたこととなります。そこで、これを機に更なる友好の絆を深め、互いの研鑽が積み重ねられるべく、これまでの勉強会の資料を整理し、全国青税と考試会の両方の会員が読むことのできる冊子の制作を両国の共同事業として取り組むこととしました。この共同事業は、単年度では対応できるものではないため、国際部員を中心としたプロジェクトチームを立ち上げ、次年度以降も対応していくこととなります。

Ⅴ おわりに

上記以外にも報告しなくてはならないことが多々ありますが、詳細は総会における事業報告に譲らせていただくことにします。

理念なくして組織の成長はありません。また、行動なくして結果はありません。そこで、就任時に「自分達の未来は自分達で創る」というテーマを掲げ、1

年間、全力で活動を続けてきました。この間、部会、理事会をはじめとする場において、多くの同じ志をもつ仲間とともに議論し、活動を続けることができたのは、ひとえに会員の皆さま

の温かいご支援の賜物であります。このような場を与えてくれた青税に感謝しつつ、次年度以降の更なる発展を期待して、退任の挨拶とさせていただきます。最後に、未だ東日本大震災の

記憶が覚めやらぬところ、熊本地震が発生しました。被災された皆さまに心からのお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を願ってやみません。

一年を振り返って

～各部長編～



総務部

部長 山田 隆一

(近畿青税)

総務部長を務めさせていただきました山田です。

早いもので昨年の8月に総務部長を拝命し、福島会長のもとで裏方に徹して何とか、一年間乗り切ることが出来ました。

「総務の仕事は最初と最後が忙しいよ」、「総務は段取りだよ」と歴代の総務部長経験者から聞いていた通り、就任当初から執行部等の新旧入替え業務などが怒涛の如く押し寄せ、ひと段落する中盤は、毎月の理事会が円

滑に回るように裏方に徹し、そして事業年度終盤は議案書作成に悪戦苦闘しと、とても言葉では表せない良い経験をさせていただきました。その中で特に心がけたことは、一年を通じ出来るだけ各单位青税の方々とコミュニケーションをとるようにと考えていました。少しは顔覚えてくださったでしょうか。

最後にどうしても都合がつかず出席できなかった行事や無理なお願いを快く引き受けてくだ

さるなど、各部長、委員長、単位青税代表の皆様、理事の皆様には負担をおかけしましたが、最後まで理事会運営にご協力を頂きまして、どんなに感謝してもしきれません。本当に御礼申し上げます。ありがとうございました。

次年度以降も微力ながら全青に協力をしていきたいと思います。



経理部

部長 仙田 浩人

(名古屋青税)

青税連の紙面において、就任の挨拶をさせていただいてから1年、今思えば早く感じるのは、忙しいながらも充実した時間を過ごすことができたのではと思います。

私は、所属している名古屋青税でもずっと制度関係、全青で

は法対策部という研究畑で過ごしており、初めて経理部という事務方の仕事ということもあり、当初は不安もありましたが、なんとかみなさんのご助力のおかげで、任期を全うすることができました。まずもって任期を全うできたことに安心するととも

に、予算の執行面から全国青税の全体の活動について知る経験ができたこと、単位青税及び個人会員のひとりひとりの善意と意識により全青の運営は支えられていることを実感できたことについては、感謝の気持ちを抱いております。会員の皆さまに

は1年間、経理につき、ご協力いただき、誠にありがとうございました。

次年度に関しては所属してい

る名古屋青税の運営を中心に、青税活動に参加させていただくこととなりそうです。しかしながら、この1年間の経験を活か

し、前向きに全青税活動にも参加していきたいと思っておりますので、今後もよろしくお願い致します。



研究部

部長 大沢 優子

(神奈川青税)

あっという間の一年間でした！久しぶりに全青の会議や懇親会に参加させていただいて、楽しく過ごさせていただいたら、まだまだ一年以上あると思っていた秋季シンポジウムが、みるみるうちにあと数か月後に迫ってきました。これから、運営側としては細かいところを決めていく時期になります。いろいろとお願いすることもあると思いますがご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

単位会の皆様には、個別に決めていただいたテーマについて、研究に余念がないところかと思えます。中には、最初から当日発表の台本も決まっているところがあるとかないとか、風のうわさも聞こえてきております。当日、皆様がどんな発表をしてくださるのか、私もとても楽しみにしております。今年は、審査員の方による採点で順位を決めるという方法を取りますので、皆さん上位を目指して頑張っ

てください！！

当日の懇親会は、来ていただくまで内容は秘密です。あけてびっくり、楽しみにしてください。実は私も知りません。また、当日はちょうど紅葉の時期でもあります。紅葉を眺めて、温泉にも入っていただいて、秋の箱根を満喫してください。11月12日、湯本富士屋ホテルで皆様のお越しを心よりお待ちしております。



組織部

部長 瀬川 昇

(近畿青税)

組織部長を務めさせていただきました、近畿青税の瀬川昇です。

今年の組織部の活動としては、12月の博多理事会の午前中に組織会議を開催し、例年と同じく新入会員の獲得方法、出席率向上方法、幹部の育成方法についての意見交換と、未入会青税に対するアプローチ策について議論しました。また、未入会青税とは以下の接触を行いました。

博多理事会の懇親会に長崎青

年税理士青志会から3名参加していただきました。翌日には、広島で広島青年税理士クラブの会長と会談することができました。また、7月のみちのく理事会の前日に、仙台青年税理士クラブの幹部の方との懇親会をすることとなっています。未入会青税には過去にも色々と接触をしており、すぐに効果が出るものではありませんが、全国大会、シンポジウムなどに参加いただいて、まずは知っていただくというところから継続していく必

要があります。

組織会議の資料の中で、会員数の推移を報告しました。2005年度は2,005名の会員が、2015年には1,695名となり、徐々に減少の傾向をたどっています。会員の確保に大変な状況ではありますが、地道な組織活動を引き継いでいって頂きたいと思えます。

最後に、全国青税の組織のますますの発展を祈念しまして、退任のごあいさつとさせていただきます。1年間ありがとうございました。



厚生部

部長 泉 昌宏

(埼玉青税)

全国青年税理士連盟・厚生部長を仰せつかってから早一年が経とうとしております。私の厚生部長としての役割は、理事会後に開催される懇親会の進行を行うことでした。お店の手配や会費の集金は、開催地の各単位会の方々にお願いしたため、事前準備の必要がなく大変助かりました。事前準備に関わっていただいた皆様に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

司会進行にあたっては、慣れ

ない部分もあり、言い間違えるなどのミスもしてしまいましたが、懇親会参加の皆様のご協力により、何とか毎回トラブルなく終えることができました。また、所用により1度だけどうしても懇親会に参加できなかった時がありましたが、福島会長を始め執行部の皆様にフォローいただきました。大変感謝しております。

理事会においては真剣に議論を交わし、懇親会では腹を割っ

た話をするという全青の良き伝統のなかで、多くの会員と会話をさせていただいたのは、私にとってかけがいのない財産となりました。全青において、今後もこの良き伝統が引き継がれていくことを期待しております。

最後になりますが、部員の皆様、会員の皆様のお力をお借りし、なんとか1年間厚生部長としての役割を無事務めることができました。どうもありがとうございました。



国際部

部長 小山 栄一

(東京青税)

昨年の4月ぐらいにお話を頂き、8月の埼玉全国大会を境に2015年度の全青国際部長を務めて参りました。9月にはソウル特別市にある国会議事堂にて韓国税務士考試会との勉強会がありました。過去にも数回韓国での勉強会へは参加したことがありましたが、今回は自分が部長としての立場でマイクを使う質疑応答でしたので、大変緊張したのを覚えております。テーマは「税理士の地方公共団体への監査」という、普段あまり接する事の無いものでしたので、

準備の方も難儀しました。ただ勉強会の後は懇親会で、考試会の皆様と食事をしたりカラオケをしたりと日韓とも大いに盛り上がりまして、両会の親睦を深める事ができ有意義な時間を過ごす事ができました。

10月にはリーガロイヤルホテル及びグランキューブ大阪において開催されたAOTCA大阪会議に出席して参りました。こちらは15ヶ国の加盟があり、当日は外国から286人、国内から300人が参加し「BEPS行動計画と租税条約」、「租税専門家

による租税教育の取組み」などの専門的なテーマのプログラムとなっております。初めての参加でしたので、大変勉強になりいい経験をする事が出来ました。

この2015年度は、部員の皆様のお力添えがあつての一年間でした。本当にありがとうございました。今後も益々韓国税務士考試会との交流を深められるよう、全青国際部が活躍出来る事を願っております。



広報部

部長 塚下 順司

(岐阜青税)

昨年の8月の全国大会で広報部長を仰せつかってから、早いものでもうすぐ1年が経ちます。なにしろ初めての全国青税デビューで当初は分からないことだらけでした。

広報部の主な仕事は年3回の広報誌の発行とホームページの更新ですが、滞りなく発行できるように早めに準備をするように心がけました。前任の広報部

長におたずねしたり、事務局の方に協力していただき、期日通り年3回の広報誌の発行ができました。そしてやはり、原稿を書いていただくみなさんがお忙しい中、締切りまでに原稿を書き上げていただけたことだと思います。ホームページの更新についてはホームページ委員長と協力して早めの更新を心がけました。

一番苦労したのは、今回の青税連173号に掲載されている「日税連との懇談会」の記事ですが、出席された方のご意見をお聞きしながら修正をし、なんとかまとめることができました。

任期は残り少ないですが、広報部長としてやり残したことがないかももう一度確認して次年度につなげていきます。

日税連との懇談会

平成27年12月9日(木) 日本税理士会館

広報部長 塚下 順司

平成27年12月9日(木) 日本税理士会館において、日本税理士会連合会(以下、「日税連」という。)の執行部との懇談会が開催された。

日税連からは神津会長、和田専務理事、杉田専務理事、瀬上専務理事、河合総務部長が出席して開催となった。

今年度のテーマは税理士制度、納税環境整備、税制改正の三本柱で行った。ジャスト2時間での懇談となった。以下にその要旨を掲載する。なお内容については字数の制約により要約・意識しているところがある旨をご理解いただきたい。

★神津日税連会長のあいさつ

毎年12月のこの時期に全国青税との意見交換をしているが、



福島会長

今回は公認会計士の資格付与問題から税制改正・納税環境整備まで盛りだくさんの内容だが、実りある意見交換会にしたい。



神津日税連会長

★福島会長のあいさつ

毎年この時期に懇談会を開催しているが、ここ最近のテーマは税理士法改正である。昨年税理士法が改正されて一段落はしたが、この先の税理士制度の行く末について大変危惧している。今年8月8日の広報誌の神津会長の所信表明で税理士を目指す若者が増えるような制度を作っていくと表明されている。この



冒頭あいさつをする福島会長

点に関しては全国青税と思うところは同じであり、本日のテーマの一つ目である税理士制度については「これからの若い人たちのための税理士業界の在り方」という副題をつけて議論を進めていきたい。二つ目のテーマである納税環境整備についてはマイナンバー制度に係る問題点について意見を述べたい。税制改正については、消費税の軽減税率・インボイスの問題点について意見を述べたい。

1. 税理士制度

櫻井法対策部長 (以下「櫻井」): 若い世代のための税理士制度について。日税連としては今後若い世代についてどのように税理士というものをアピールして発展させていくのか。

高橋税理士制度対策委員長 (以下「高橋」): 会計離れがある中においてどうPRしていくのか。ようやく税理士をPRするパンフレットが出来てよかったと思う。税理士制度委

員長として毎日日税連のホームページを確認している。公認会計士協会のホームページも同様に確認しているが税理士のホームページは分かりにくかった。日本公認会計協会では「会計専門職人材調査に関する報告書」を平成27年6月に出しており、詳細な調査内容が記載されているが、日税連としてはこのような調査は行っているのか。

杉田専務理事: そのような調査は行っていない。

高橋: 上記報告書について日税連の執行部で内容を検討はしたのか。

和田専務理事: 制度部としては行っているかもしれないが、全体としては行っていない。

高橋: 全国青税としてはこれからの未来の受験者に対して、受験学校にヒアリングに行くなどして意見を吸い上げる活動をしている。要望として分析・取りまとめをし、現状を踏まえたうえで5年後、10年

後の若者たちに税理士業界が魅力あるものになるようにし、受験制度も分かりやすくPRして行ってほしい。

櫻井: 会計士協会はPRに力をいれている。税理士会としてもなんらかの活動が必要ではないか。このような背景もあるので現在パンフレットの作成を検討中だと思う。

神津会長: パンフレットは4万部印刷する予定。大学の就職課に置いてもらい、各税理士会が説明会を行う。

和田専務理事: 以前からどうやって税理士をアピールするかという議論はあったが、大学の学生に税理士と公認会計士のどちらになるかという質問をすると公認会計士の方が多い。理由は公認会計士協会のホームページは分かりやすいが、税理士会のホームページは分かりにくいという意見があった。そのため、第1弾として新しい広報誌を作ることになった。

杉田専務理事: 税理士・会計士の前の段階で簿記の受験者数が減っている。経済学部・経営学部の受験者数が減ってきている。高校から大学への過程で減ってきているのでそこをどうするか考えていかなければならない。

福島: 税理士会としても公認会計士協会のような分析を行わなければならない。大学生に向けて行う職業セミナーなど、全国的に税理士の職業紹介の機会を広げていくことを日税連にお願いしたい。高校で租税教室を行うと、どのような進路を進めばどの職業に就けるかの説明をしてほしいとい



杉田日税連専務理事



和田日税連専務理事



河合日税連総務部長

うニーズがある。近畿青税は、大学との交流活動もしている。

三谷近畿税理士連盟代表幹事：大学生と交流することによって税理士を目指し、青税に入る方もいる。

水野名古屋青年税理士連盟会長（以下「水野」）：名古屋青税は職業セミナーを行い大学生と交流している。日税連寄付講座では講師の立場として生徒と接触するので、セミナーに比べると税理士としての仕事を知ってもらう話をするのは難しいと実感している。

櫻井：日税連としては専門学校と交流する機会はあるのか。

神津会長：12月26日大原簿記専門学校において全国ネット講演をする予定がある。TACでは税理士の仕事の説明をする。専門学校に若者を呼ぶ方法も重要。私の日税連会長としての使命は若者を育てること。職業ゼミの提案も聞いている。

櫻井：専門学校での講師は30

代ぐらいの年齢に近い方が、親近感もありいいのではと言われることがあるので一緒にやっていきたい。

福島：青税では限界があるので全国的にやってほしい

和田専務理事：会計にどうやって導くか。マスコミにどうアピールするか、が今後の課題である。

河合総務部長：租税教育の一貫として、商業高校がインターシップで高校生を受け入れる。事務所勤務すると単位がとれるという仕組みをやっているところがある。

仙田経理部長：税理士制度を高める要素や取り組み課題はどういったものになるのか。

神津会長：税理士は以前に比べればある程度の地位は得られているが、対外広報で注目されるようにしていきたい。税務だけでなく経営に関してなんでも相談できるという要素が今日の地位を得られてきたのではないかと。税理士一人一人の資質の向上をはかっていかなければならない。

高橋：平成26年度税法改正によって指定研修を受講することにより税理士登録ができるようになったが、指定研修に関する情報があれば教えてほしい

杉田専務理事：29年4月1日以後合格した公認会計士から適用になることしか現時点ではわからない。

高橋：神津会長の所信表明で公認会計士の指定研修について注視するとなっているが、この「注視する」の意味を教えてください。情報を引き出すという意味も含んでいるのか。

神津会長：情報を引き出す意味も含んでいる。今のところ動きがなにもない。公認会計士協会としては資質の向上を目指している。

和田専務理事：税理士会としても国税庁に指定研修の内容について要望を伝えている。

高橋：会計士協会のような研修機関が税理士会にもあれば、税理士会が把握できる状況で指定研修ができるのでは。

神津会長：同様なことは考えるが、青税としてはどういう構想か。

福島：韓国には韓国税務研修院というのがあり、一つの参考になるものと思われる。

小山国際部長：9月に韓国税務考試会と勉強会を行った。その際に税務研修院というものがあることを勉強した。

神津会長：税務研修院とはどういうものか。

福島：韓国の税務士会の中にあ



全青税執行部

り、税務士に対する入口のところの研修と毎年の研修、一般納税者に対する研修、事務職員に対する研修などを行っている。今のところこれくらいしか情報がないので今後も韓国の研修院について勉強したいと思っている。

高橋：韓国をモデルの一つとして、研修団体があれば税理士会としてもメリットになるのでは。このような団体があれば一般向けにも研修が行え、税理士をアピールするツールとしても使えるのではないか。

神津会長：仮に税理士会が研修施設を作るなら常設をつくるのか。それとも税理士会の原点は支部なので支部単位で行うのか。どちらがいいのかということになる。ただ、現段階では指定研修を行っているのは支部単位であり、会員数を考えると現実的ではない。

水野：支部任せでは格差があり、予算の制限も出てくる。ハードを作る訳ではなく、企画、運営をする中央機関を設け、オンデマンドなど様々なインフラを使うコンテンツ提供を検討してほしい。

福島：全国青税の考え方としてはハードではなくソフト、仕組みをつくる必要があると考えている。

瀬上専務理事：ライブ配信も普及してきたので、支部単位ではなく全国一斉も可能になってきている。ライブ配信とDVDについてはそれぞれ長所がある。会場型の希望も多いのでいろいろな組み合わせでやっていくのがいいと考えている。

河合総務部長：支部によって規



瀬上日税連専務理事

模が異なるため36時間を達成できる環境を作っていかなければならない。

高橋：9月の理事会で弁護士とOBの資格取得問題について検討するとなっていたが意見を聞きたい。

神津会長：現状は制度部で検討しているところで、現段階でお話できることはない。

福島：26年の税理士法の改正が一段落したので中長期的に検討していかなければならない。将来的な税理士制度を見据えたくて検討してほしい。

櫻井：資格取得の方法の問題として、原則である5科目合格者よりも例外の方の比率が高いことが受験者に対する意識にも影響してきていると思う。

秦神奈川青年税理士クラブ代表幹事：OB税理士の広告について倫理的な問題はないか。

杉田専務理事：広告を自由化した以上、法的には問題ない。

福島：法的には問題ないかもしれないが、倫理的にはどうかと思うので今後検討してほしい。

高橋：日税連の機構について民主的な制度をとりいれてはどうか。具体的には①決議機関と執行機関の分離②代議員制の導入③役員選挙の方法④税理士会員への総会への参加がある。

和田専務理事：正副会長と単体会の総会は異なるため、両者が同じメンバーの構成ではない。単体会から選ばれた者が日税連の理事になっているので代議員制に近いと思う。日税連には単体会から選ばれた300名ほどの評議員がいる。会長選挙の方法については今のところ検討していない。

福島：例えば日税連の総会について、15名だけで決めているのはいかがなものかと思う。会員参加型の方法を模索していただきたい。

2. 納税環境整備

鈴木税制対策委員長（以下「鈴木」）：全国青税では納税者権利憲章のパンフレットを作っており、税制改正の要望の中に入れていく。税務行政の公平な執行のため、納税者と課税当局の信頼関係の構築と納税者とのトラブルを回避、課税当局内部での意識や組織の改革につながり、納税意識が高まる効果があると考えている。

瀬上専務理事：平成23年の国税通則法の改正でかなりの要望があり、国税通則法の中に納税者の権利を意識した文言が書かれている表現があると思う。権利だけではなく納税の義務を文言にいれなければならないと思う。



鈴木税制対策委員長

鈴木：昨年も同じように権利を書くなら義務を書かなければいけないという回答だった。憲法30条に納税の義務があるので、納税者権利憲章に義務を書くのは二重に書くことになるのではないかと。

瀬上専務理事：考え方にもよるが納税者権利憲章を作るなら権利と義務を両方書くべきではないかと。

鈴木：国際的なバランスを考えるとAOTCAでは2015年10月の大阪会議においてモデル納税者権利憲章の最終報告をしている。日税連としてはAOTCAの活動に積極的に支援していると聞いている。昨年の大阪会議で納税者権利憲章プロジェクトという発表があり、権利という言葉が使われている。また重要な課題の問題で税務当局がなぜ納税者に権利を譲るのかという回答については、納税者が税務当局に協力する代わりに納税者の権利拡大が求められているとなっている。国際的な流れとAOTCAを支援している日税連としては権利という言葉使ってほしいし、全国青税としても今後も要望を出し続ける。

福島：平成23年の国税通則法の改正で一定の納税者の権利規定が盛り込まれているが、あと一步で納税者権利憲章までいけた。当時、日税連は権利憲章制定をという項目を主張していた。

瀬上専務理事：単位会によっても違うため、日税連としては単位会をまとめたものになる。国際的にも権利が入っている国と入っていない国がある。

欧米は権利義務が入っている国もある。

高橋：全国青税のマイナンバーに関する意見書として2点挙げている。確定申告書の控えや支払調書について個人番号の記載を防ぐような様式になっていない。前提条件として個人番号の用途は制限されていることを周知徹底してほしい。今のような様式だと個人番号が漏れる可能性があるため本人交付用の様式をつくって本人交付用は個人番号を非表示にするような様式にしてはどうか。二つ目は個人番号の利用拡大については国民の理解を得られているか疑問なのでセキュリティを担保したうえで利用拡大を行ってほしい。マイナポータルは高齢者や情報弱者については不正の恐れがあるので選択制にしてほしい。マイナポータルを選択しない人はアクセス履歴を書面で通知してほしい。

和田専務理事：様式については、源泉徴収票には記載しないこととなっている。支払調書についても検討して意見を伝えていきたい。個人番号の利用拡大については意見を税理士会に求めるようにしている。マイナポータルに関しては定期的に国税庁と意見交換をし、制度が作られる前に意見を言っていく。

杉田専務理事：マイナポータルは内閣官房と協議をしており意見を伝えている。

福島：マイナンバーという名称が表す通り自分の番号なので、本人が管理できる上で運用されている必要があるが、まだ制度として運用されてい

ない状況で利用拡大をすすめられことに危機感を持っている。

櫻井：支払調書に関しても要望をお願いしたい。

3. 税制改正に関して

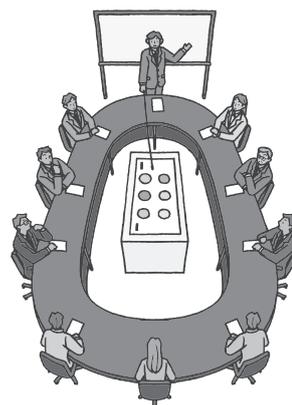
鈴木：27年2月に要望書を出し、立法過程の透明化について要望をしている。具体的には消費税法の改正などである。消費税のインボイスの導入に関して、財務省も日税連も反対の方向であったが、導入された場合はどのように対応するのか。

瀬上専務理事：消費税に関しては、言い続ける。決まれば対応はしつつ、問題点を提起する。

櫻井：建前は低所得者対策となっているが高所得者優遇ではないかと。インボイスの導入について関係性が疑問。

水野：消費税の軽減税率に関しては国民がすごく得をするような誤解されている。そこを正すような活動をしてほしい。

神津会長：財務省も中小企業団体も単一税率を主張してきたが、国民には理解を得られなかった。導入されたら覆すことはできないので、中小企業に負担のかからない仕組みを訴えていく。



法 対 情 報

法対策部より活動報告

法対策部部长 櫻井繁樹(近畿)



はじめに

2015年度の福島執行部における法対策部は、税理士制度対策委員会、税制対策委員会の二委員会体制により運営し、税理士制度対策委員長に高橋紀充会員(東京)、税制対策委員長に鈴木茂和会員(東京)を充てて活動をした。8月9日の総会を経て、8月23日の名古屋におけるキックオフミーティングから実質な活動を開始した。この一年間を通じて、法対策部長として対応した活動、部・委員会として意見を重ねながら活動した内容と、多岐にわたるものであったが、それぞれ時系列に沿ってこの紙面をもって報告する。

1. 韓国税務士考試会との勉強会

法対策部長として真っ先に取り組んだ事業が、9月11日にソウルにて開催された韓国税務士考試会との勉強会における発表である。当事業は国際部が主担部となる事業ではあるが、例年通り法対策部長も登壇して発表することとなり、福島会長、小山国際部長とともに発表の準備にあたった。

勉強会のテーマは「税理士の地方公共団体への監査」とされており、私自身に経験の無い内容であったため、7月5日の京都理事会の前の時間を使い、京都市における外部監査人を経

験された海沼芳晴会員(近畿)、同補助者を経験された元全国青税会長の市木雅之会員(近畿)の二人をお招きし、これら制度の基本的な部分から、内情に関する点に至るまで詳細なレクチャーを受けた。2時間程度ではあったが、関連書籍からでは掴み切ることのできない、経験者ならではの話しを聞くことができ、発表当日の資料に盛り込むことができた。

発表内容等の詳細に関しては、国際部からの報告となるが、私の印象として強いのが、韓国における税務士の姿勢として、自分達自ら職域を拡大していき、税務士としての活動の幅を拡げる努力を怠らない姿勢があり、今回の勉強会も韓国の国会施設内の会議室を使い、国会議員も参加しての開催であった。今回の勉強会が今後韓国国内にて、税務士が地方公共団体への外部監査人としての地位を確立していく上での一助となればと思う。

2. 社会保障・税番号制度についての意見

税理士制度対策委員会において青税会員の視点からの意見をまとめた内容として『社会保障・税番号制度についての意見』を作成し、10月5日に内閣総理大臣及び日本税理士会連合会(以下、日税連)宛に意見書を提出した。内容としてはプライバシー

の確保が不確実な現状で利用範囲の拡大のみが議論されており、また本来であれば、税制及び税務行政の運用により確保されるべき課税の公平性をマイナンバーの利用により実現させようとする意図に対して、反対を示す内容としている。

3. AOTCA大阪会議

10月15、16日に大阪において開催されたAOTCA大阪会議に参加した。詳細は広報誌の青税連No.172号において既報の通りであるが、日税連より任意団体枠として全国青税に2名の参加要請があり、全国青税事業として初めての参加の機会を得ることができた。本来なら、福島会長と小山国際部長が参加者となるべきではあるが、福島会長は所属単位税理士会の役職で参加することとなったため、代わりに私自身参加させて頂くことができたことに感謝している。昨今話題として多くの国民が耳にすることとなった、いわゆる「パナマ文書」なる国際的な課税回避を図るBEPSに関する意見に触れることができ、各国の法律だけでは措置の追いつかない課税の不公平が蔓延している事実に対して、実務家としてどう対処すべきかを考えさせられる内容であった。

4. 税制改正に関する意見書

今年度の税制改正意見書のテーマとして、応能負担原則の視点からの税制の在り方を検討することとした。意見書作成に先立ち、10月3日の理事会後に、広島修道大学の奥谷健教授をお招きして、「応能負担原則の視点から税制を考える」として研修を受けた。応能負担原則という一律的に定義できる基準ではないが、課税の公平性を論じる上で最も重視すべき点であり、奥谷先生の研修を基に意見書の作成を検討することとした。

意見書の作成は税制改正対策委員会において行い、10月から5月にかけて長期的な議論を続けた。また例年の意見書作成とは異なり、会員からの意見を集約し、部会・理事会での意見書を仮確定させた時点で、その内容に対して奥谷先生の指導を仰ぎ、応能負担原則の視点からの意見を加えて頂き、さらにこれらご意見を考慮した内容で修正案を作成して意見書を最終確定とした。この意見書は平成28年5月13日に日税連に提出している。

内容としては特記すべき事項は、5月初旬の意見書確定時点の動向として、消費税率の引き上げに際して検討されていた軽減税率の導入に対する反対意見、一方で、法人税率の引き下げ、既得権益化している特別措置法の整理について言及しており、次年度以降の全青における税制改正の議論の土台としても活用してもらえらる内容になったと考えている。

この意見書の作成においては、

税制対策委員長の鈴木会員が時間を惜しまずに尽力して頂くこととなり、また毎回の部会には多くの法対策部委員が参加して積極的な意見を出してくれたことによる成果が盛り込まれている。鈴木委員長をはじめ、ご協力頂いた部委員、また各单位青税の意見書担当会員には感謝を述べたい。

5. 日本税理士会連合会との懇談会

12月9日に日税連執行部との懇談会を実施した。9日当日に備え、前日の8日の夜に全青事務局に全青の執行部と単位青税代表者が集まり、懇談会における意見集約を図った。

懇談会の発言内容は同広報誌の別紙面にて記載の通りであるが、例年の懇談会と異なり、新しい論点として、税理士界の将来について若手税理士の視点からの意見を述べた。特に税理士試験受験生の減少傾向に対して、日税連としての取り組みを指摘し、日税連としても憂慮すべき事項として、積極的に税理士業界のPRに努めていることを確認した。また公認会計士の税理士資格取得における指定研修の動向に関して、当時の国税審議会の動向に関して問うも、日税連としては情報が無く内容は不明であるとの回答であった。

消費税の軽減税率導入に関しても、日税連としては反対の意見であり、我々青税との意見に違いは無い点を確認できたが、国会における政治的事情から軽減税率導入が避けられない状況にあることが述べられた。

6. 税理士法改正の今後の展望

12月12日に博多における理事会後に、日税連副会長・北九州税理士会会長の松原弘明氏による研修会を開催して、平成26年の税理士法改正の経緯と今後の在り方についての内容を聞くことができた。同改正において、日税連制度部長、副会長として最前線で取り組まれた松原氏の話しを聞くことにより、特に公認会計士協会との意見調整の難しさ、さらには各单位税理士会における意識の違い、温度差に随分とばらつきがあり、我々が理想とする税理士制度の構築に向けて様々な障害があることを知ることとなった。納税者のための税理士であり、そのための税理士制度の在り方を論じていく上で、既に次なる改正に向けた準備は進められており、全青としても積極的にこれら改正に対して意見を示していける体制が必要であることを実感した。

7. 国会議員への陳情

2月16日、国会議員会館に向き、事前調整の上、3名の国会議員に面会を申し入れ税制改正に関する意見を行った。先の2月6日に仮確定した税制改正意見書の中で、特に主張したい内容を「平成29年度税制改正に関する重点要望項目」として簡略にまとめ、議員に対して直接、説明をした。

また近畿青税の特別会員である西田昌司議員からは、先の税理士法改正に関する経緯に関しても伺うことができ、また公認会計への指定研修の動向に関し

て、国税庁からその説明を求め
る機会を設けさせる、とした意
見と伺うことができた。

8. 納税者権利研修に 関する研修

5月7日の神奈川理事会終了
後に、日税連常務理事制度部長、
元全青副会長の長谷川博先生を
お迎えして、「納税者権利憲章
と税理士の使命」と題して、研
修会を開催した。また現役の日
税連制度部長として、現時点で
の今度の税理士法改正の動向に
関して、差し障りのない範囲で
その説明を受けることができた。

9. 公認会計士の税理士 資格取得に係る指定研 修についての要望書

3月24日の日税連理事会では
全くの動向は触れられてはいな
かったが、その後、指定研修の
内容について徐々に明らかにな
り、4月初旬辺りで既にある程
度の意見調整が終わり、その内
容が確定しつつあるという状況
にあることが判明した。

当初の税理士法改正において
は、公認会計士の無試験による
税理士資格取得に対して、その
改正を図ることを大体的に公表
し、公認会計士協会とも激論を
交わしていたにも関わらず、最
終的には指定研修という全く納
得のできない決着となり、その
指定研修に関しては、税理士試
験並みの難易度を基準としたも
のであった。

しかし、4月末頃を知ること
となった内容では、現状の実務
補修団体が実施している研修を
指定することや、終了考査の合
格基準をそのまま指定研修とす
るような内容であることが検討
されており、全青として到底容
認できない内容で意見調整され
ていることから、急遽、日税連
の要望書を提出することとなり
5月9日に提出した。

当原稿執筆時の5月末頃にお
いて正式に公表されている内容
は無いが、極めて大きな問題を
抱えた内容であり、福島執行部
の残りの任期中にできる限りの
対応を検討している。



10. 今後の税理士制度の グランドデザイン

3月末頃より本格的に議論を
始めることとなった税理士制度
のグランドデザインに関する意
見書は、税理士法対策委員長の
高橋会員が中心となって進めら
れている。

今後の税理士制度の在り方、
税理士の使命について、青税の
視点から論じる内容であり、深
みのある議論の上で取りまとめ
を予定しているため、次年度へ
またがった事業となる可能性も
あるが、できうる範囲での議論、
取りまとめを行いたい。

おわりに

以上の通り、例年以上に活発
な活動ができたものと考えてい
るが、何より鈴木・高橋両委員
長の尽力によるものである。ま
た理事会の前日、理事会当日の
午前中に開催した部会には、多
くの法対策部員が参加してくれ
たことにより、意見の幅が広が
り、有意義な時間であったと感
謝している。

上述の通り、指定研修の内容
に関しては、今後の動向に関し
て最も憂慮される内容であるが、
8月の総会までに残された任
期中、精一杯の部会活動を行いた
いと考えている。

あとがき

原稿を執筆していただいた
方をはじめ、全国青税の役員
の皆さま、税経の柳様、事務
局の方には本当にお世話にな

りました。

原稿を集める際には何度も催
促をして失礼致しました。来月
の全国大会でバトンタッチです

が今後とも広報誌「青税連」
をよろしく願います。

広報部長 塚下順司



＼ 14年ぶりとなる京都大会。／

ぎょうさん おいでやす

全国青年税理士連盟
第49回京都大会

2016.08.06 -SAT-
会場：京都ホテルオークラ